

○国立大学法人埼玉大学短期履修学生規則

〔令和3年2月18日〕
規則第35号

(趣旨)

第1条 国立大学法人埼玉大学大学院学則第10条の2第3項の規定に基づく標準修業年限を1年とすることができる者(以下「短期履修学生」という。)の取扱いについては、この規則の定めるところによる。

(申請要件)

第2条 短期履修学生を申請できる者は、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 埼玉大学大学院教育学研究科専門職学位課程の現職教員等特別選抜に願する者
- (2) 専門職大学院設置基準第26条第1項に規定する小学校等において、正規教員としての実務の経験が5年以上である者

(申請手続)

第3条 短期履修学生を申請する者は、別に定める書類(次条において「申請書類」という。)を前条第1号の現職教員等特別選抜に係る出願書類とともに、指定の期日までに埼玉大学大学院教育学研究科長(以下「研究科長」という。)を経由して学長に提出しなければならない。

(審査の付託)

第4条 学長は、申請書類を受理したときは、研究科長を経由して大学院教育学研究科委員会(以下「研究科委員会」という。)に短期履修学生としての資格の有無について審査を付すものとする。

(審査委員会等)

第5条 前条の規定により審査を行う研究科委員会は、教職実践専攻に置くサブプログラムごとに審査委員会を設け、その審査を行わせるものとする。

2 前項の審査は、面接により行うものとする。

3 審査委員会は、審査の結果を研究科委員会に報告するものとする。

4 研究科委員会は、前項の報告及び現職教員等特別選抜の結果に基づき、短期履修学生候補者を決定する。

(決定)

第6条 学長は、研究科長からの申請に基づき、短期履修学生を決定する。

(修得単位の一部免除)

第7条 短期履修学生にあつては、国立大学法人埼玉大学大学院学則第31条第5項ただし書の規定に基づき、専門職学位課程を修了するために必要な単位のうち、6単位を超えない範囲で実習により修得する単位を免除するものとする。

(その他)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、短期履修学生に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、令和 3 年度入学者から適用する。